

八幡神の東大寺大仏造営助成

新川登亀男

目 次

- 一 はじめに
- 二 種々収納錢注文の再検討
- 三 八幡神と皇后宮職・中宮職
- 四 封戸施入と献物叙位
- 五 大宰帥橘宿禰諸兄と八幡神
- 六 まとめ

一 は じ め に

八幡神が、東大寺大仏造営に意外な影響を及ぼしたことは、周知の事実である。またそれによつて、八幡神は歴史の表舞台にはじめて登場する。しかし、なぜ八幡神の大仏造営助成がおこなわれたのか、またそれはいつ頃からであったのか等の謎を多く残している。本稿は、それらの謎に充分答え得るものではなく、いつ頃から、いかなる経由でそうなったのかという問題

の一端を、あくまで推論しようとするものに過ぎない。大方のご叱正を乞う次第である。

二 種々収納錢注文の再検討

八幡神と東大寺大仏造営との関係を如実に物語るものとして、八幡神入京の折の宣命がある。続日本紀天平勝宝元年十二月丁亥条に記載されているので、その一部を抄出する。

豊前国宇佐郡尔坐広幡乃八幡大神尔申賜熙勅久、神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无事立不有、銅湯乎水止成我身遠草木土尔
交天障事無久奈佐牟止勅賜良奈我成奴礼波歛美貴美奈念食須、

ここにみえる「尔申賜熙」の箇所も含めて、かつて本居宣長は宣命全体の構成を疑つた。⁽¹⁾ それは正鵠を得たものであるかも
しれないが、今は流布本に従つておいた。⁽²⁾ と言うのも、問題にしようとしている内容自体、宣長説によつて変更されるもので
もないからである。⁽³⁾

その内容とは、これまで述べられていることだが、「神我」の箇所以下のところで、要は、八幡神が大仏造営を助けようと託宣して入京したのではないということである。すでにこの時よりも前に、八幡神は大仏造営の助成を誓い託宣をしていたのであって、今はそれに対する謝意が表されようとしているのであった。⁽⁴⁾ すると、その助成の約束や託宣はいつ頃なされたいたのか、という問題が出てくる。

そのことについて、これまでいつも引き合いに出されるのが、年月日不詳の種々収納錢注文である。このなかに、次のよう
な一文がみえる。

〔合〕三百七十文八幡太神奉納米運功残即米之内五俵壳、即漕功用耳、「所残」〔朱〕

この一文を含む注文は正倉院文書で、大日本古文書二二十四の三一五〇六に收められている。そしてこの注文の成立期をめぐり、天平十七〔5〕八年頃とする見方や、さらに時期を限定したり、幅を逆に持たせたり、様様な見解が出現するに到つた。

主要な論考は、二編ある。一編は、直木孝次郎氏の「宇佐八幡と東大寺との関係——正倉院文書の一断簡から——」で、同氏の著『奈良時代史の諸問題』に収録されている。⁽⁶⁾もう一編は、吉田孝氏の「律令時代の交易」であり、「日本経済史大系」¹古代に収められたものである。

まず、直木氏の論点は以下のようになる。第一に、旧来通り、この注文を金光明寺造物所のものと認めてよい。第二に、本文行間や余白に異筆で書きこまれた年月日などから逆推して、この注文の成立は天平十七年七、八月頃と考えられる。第三に、その意味は、八幡太神の奉納した米を運ぶために、そのうち五俵を売って運送費にあてたが、三百七十文残ったので、それを金光明寺造物所が収納した、ということであろうとする。

これに対して吉田氏は、丹裏文書のなかの収納錢に関する断簡六片（A）二十四の三一五～六、（B）二十四の三一六～八、（C）二十五の九六～七、（D）二十五の一一二～三、（E）二十五の六九～七〇、（F）二十五の九九～一〇〇）を総合的に検討した結果、天平十七年から天平勝宝元年頃までに収納された錢を、あとからまとめて整理記載した注文らしいとした。今問題なのは、このうちの（A）断簡である。これについて同氏は、「一千九十四貫八百七文、自甲可寺來」の内容を、天平十七年から同十九年にかけての数度の収納錢を合計したものとみる。つまり、少くとも天平十七年から同十九年にかけての出来事を、それよりのちに記載整理したのが（A）断簡であったと予想するのである。

もちろん、注文の記述された時期（文書成立期）と、そのなかに書かれている出来事の発生期とが、同一時期でなければならぬ理由はない。⁽⁷⁾この点は、決して混同すべきでないが、文書全体の成立期が、出来事発生期の下限になることは少くともたしかである。その意味で、やはりこの文書全体の成立期が問題になる。

そこでいわゆる（A）断簡に限って、その記載項目本文と、それに関連するらしい異筆の年月日注記を、整理してみると、およそ次のようになる。

(二) 一千九十四貫八百七文自甲可寺來 ——————

(イ) 来十七年十月八日

(二) 第二度十七年十月十四日
十九年五月二十七日

(三) 七十六貫六百九文伊予國智識物 ——————
(イ) 十七年八月二十五日納

(四) 七貫四百文自甲可來功德純十四直所賣 ——————
(イ) 十七年九月十四日納

(五) 十三貫自金光明寺奉納者、十七年十二月八日

以上のようになって、(イ)から(五)が関係本文、(イ)ないし(イ)から(イ)が、それぞれの本文に注されたと推定される異筆である。たしかに、天平十七年の収納が多い。しかし、(イ)の(イ)のように、天平十九年の出来事も記入されており、必ずしも、すべてが天平十七年の出来事であったわけではなかつた。

ところで、(五)の「十七年十二月八日」を、大日本古文書に従つて本文とみるなら、この断簡本文の成立は、天平十七年十二月八日より少くとも後のことでなければならないまい。しかし、もしそうであるなら、(イ)の(イ)や(イ)の(イ)と矛盾するかもしない。なぜなら直木氏は、「来」を予定の意味にとり、来たる十七年云々に収納される予定だ、との意に解しているからである。このように解するなら、当然、天平十七年九月よりも前に異筆の注が書かれたことになつて、本文はもちろん、さらにその前に書かれていなければならない。すると、(五)の年月日に大きく矛盾するのである。

当面、この矛盾を解消するには、「来」の意味を改定するに如くはない。つまり、「来」を予定の意味にとらないで、収納錢が「來た」というふうに過去の意味にとるわけである。この「来」は従つて、「納」と同じ意味になる。事実本文では、「來」が「納」と等しい意味に使用されているのである。にもかかわらず、「来」と「納」に書き分けられ、さらにはただ年月日を記すのみであつたりするのは、いかにも不統一な異筆である。マイクロフィルムを披閱していない今、断定することはいかにも難しいが、同じ異筆と言つても、それぞれ書き手が異なるのか、たとえ同一人物でも、書き入れの時期にずれがある

のか等の疑問も生じる。

ただ、当面での推測に限って言えば、本文の成立は天平十七年十二月八日以降である。異筆の方は、その下限を少くとも天平十九年五月二十七日時点にまで求めなければならない。では、記載されている出来事の発生期をどうみたらよいであろうか。まずその時期は、天平十七年十一月八日より前であっても後であっても構わない。と言うよりも、いずれとも断定できなくて、その限りでは、本文成立期の上限と出来事発生期とに直接の関係はないのである。ただ異筆の方から推論するに、出来事発生期の知られる範囲内での上限は、天平十七年八月二十五日であり、その下限は同十九年五月二十七日である。この上下限は、さらに動く可能性もあるが、一応の目安にはなろう。つまり、本文記載の出来事は、大筋として、天平十七年中・後半から同十九年頃にかけて発生したものということになる。その幅を、これ以上縮めることは、今のところ不可能であり、もちろん天平十七年七、八月頃に限定することはできない。

これは、一定の限られた文書の操作限界をも示す。他の史料や歴史的状況などから、あらためて見直される以外に術はなからう。

注 (1) 本居宣長『続紀歴朝詔詞解』卷三。

(2) 国史大系本、朝日新聞社本、岩波文庫本等に従う。

(3) この宣言に関しては、井上薰『奈良朝仏教史の研究』一八一頁以下に、詳細な検討がなされている。

(4) 井上薰、前掲書二三八頁。

(5) 福山敏男「奈良朝の東大寺」七五頁、堀池春峰「金鐘寺私考」(『南都仏教』)、のち同『南都仏教史の研究』上東大寺篇に収録)。

(6) この論文は、本来「天平十七年における宇佐八幡と東大寺との関係」と題して、『続日本紀研究』二の一〇に発表された。その後、後述の吉田論文が世に出て、直木論文への疑問が指摘された。しかし、この疑問に答え、かつ旧説を遵守して書かれたのが、本論文である。

(7) 直木孝次郎「宇佐八幡と東大寺との関係——正倉院文書の一断簡から——」(同『奈良時代史の諸問題』)。

三 八幡神と皇后宮職・中宮職

そこで、ほば天平十七年から同十九年頃にかけて、八幡神と大仏造営あるいは京との関係は、どのようなものであったのだろうか。

第一に、続日本紀天平十七年九月甲戌条にみえる奉幣がある。

令播磨守正五位上阿倍朝臣虫麻呂、奉幣帛於八幡神社、

この奉幣は、難波宮にあって重態に陥った聖武天皇の回復を祈願するものであつたと一応考えられる。⁽¹⁾ 大筋において、その意図は認められてよいはずであるが、わざわざ八幡神にまで赴いたのはなぜか、それを推進したのは誰か、などの基礎的な疑問は依然残されたままである。

ここで最大唯一の手掛りは、使者に立った阿倍朝臣虫麻呂である。彼は、続日本紀天平九年九月己亥条の叙位記事に初見する。⁽²⁾ つまり、知太政官事鈴鹿王と大納言（のち左大臣）橘宿禰諸兄の体制が発足した時であった。そして程なく彼は、皇后宮亮となるが、一方中宮少進でもあった。⁽³⁾ 光明の皇后宮職次官をつとめるとともに、宮子の中宮職官人でもあつたことになる。堅子とも呼ばれたことが万葉集八の一六五〇にみえるけれど、堅子が皇后や皇太后の近侍者の性格を持つていたことを考え合わせると、皇后宮亮や中宮少進であつたことと矛盾しない。むしろ、その性格を端的に言い表わしたものと言える。またのち天平勝宝元年八月、虫麻呂は紫微大忠に任じられた。⁽⁴⁾ 紫微中台が皇后宮職の改組という一侧面を持つ以上、虫麻呂はこの時までも、皇后宮職との関係を保ち続けていたのであろう。

以上のことからすると、天平十七年九月の虫麻呂派遣には、皇后宮職や中宮職との緊密な関係が想定される。しかしこれに加えて、皇后宮職や中宮職と八幡神との交渉も、すでに予想される側面がある。天平十三年閏三月に、秘錦冠一頭と金字最勝王経・法華経各一部が八幡神宮に奉られ、さらに度者十人と封戸馬五疋が設けられて、三重塔が建立されはじめたことは、よく知られている。ふつうそれは、続日本紀天平十三年閏三月甲戌条をもって知られているが、大日本古文書七の四九四に收め

られている一切経納檀帳からも確かめることができる。

紫檀軸十八枚奉請八幡神宮最勝王經十巻法華經八巻借着大樓炭經、発智論者、

天平十三年閏三月二十四日、「小野国堅」

この文書の大意は、あらかた次のようになろう。八幡神宮に奉納されるか、神前で転読される最勝王經・法華經あわせて十八巻の紫檀軸十八枚を奉請した。しかしそれは、借りの取り付けであつたらしく、もとは大樓炭經と発智論の軸をなしていたということであろうか。いずれにせよ、わざわざ紫檀軸が用いられたのは尋常でなく、次のような記録も付記されている。

紫檀軸十八枚依令旨着、

つまり、令旨によつて紫檀軸が用いられたというのである。では、誰の令旨か。令旨は皇太子および三后の下すところであるが、皇太子とすれば阿倍内親王、三后とすれば皇太夫人の宮子と、皇后の光明が考えられる。⁽⁹⁾おそらく皇后光明の令旨ではないかと思われるが、いずれにせよ皇后宮職や中宮職などの後宮の意思が読み取れる。

天平十三年の段階において、八幡神と後宮とは、すでにかかわり合うところがあつた。それは少くとも、仏教を介在とする一側面を持っていたが、八幡神||仏教||後宮の関係は、これ以後天平十七年の奉幣⁽¹⁰⁾においても、基本的には継続されていたものと考えられる。しかし一方、天平十三年の奉納転読などは、「賽宿禱也」と伝えられるように、藤原朝臣広嗣の乱平定の謝意を表すためでもあった。

統日本紀天平十二年十月壬戌条によると、広嗣軍鎮圧のために赴いた大將軍大野朝臣東人をして、八幡神に祈請せしめていた。その返礼が天平十三年におこなわれたわけだが、ここで注目されるのは、さきの虫麻呂も広嗣軍制圧のため、軍事として勅使として現地に赴いていることである。⁽¹¹⁾時に、皇后宮職や中宮職の意向を帶していはないはずがない。

天平十七年に虫麻呂が八幡神宮へと派遣されたのは、広嗣の乱鎮圧の時点から、少くとも両者の交渉が存在していたからであろう。しかしその交渉は、皇后宮職や中宮職の後宮の存在を欠いては、到底あり得ないものであった。しかしそれがただち

に、藤原氏もしくは同氏の仲麻呂派と直結するかどうかには、いま少し慎重でなければなるまい。なぜならその一例として、天平十年八月二十日におこなわれた右大臣橘家での歌宴を上げることができる。この時、虫麻呂も参加し、文忌寸馬養もいた。⁽¹³⁾ 馬養も虫麻呂と一緒に中宮少進であつたことがある。あるいは中宮の意向を受けて、右大臣就任の諸兄を祝うために參集したのかかもしれないが、虫麻呂と諸兄にも、緊密な交渉があつた可能性がある。

従つて、天平十七年の八幡神奉幣には、何よりも皇后宮職（光明）や中宮職（宮子）の意思が反映されていたと思われるが、諸兄の意向とも、必ずしも矛盾対立はしていなかつたのではなかろうか。そこには、天皇不豫という一大事件を前に、政治上の矛盾を止揚するものがあつたやもしない。しかし第一義的には、やはり後宮の主導によつておこなわれたのが、この時の八幡神奉幣であつたとみてよいだろう。そしてその原由は、少くとも広嗣の乱の段階まで遡ることができる。

注(1) 「続日本紀」天平十七年八月癸丑条・同年九月癸酉条などから、難波宮行幸中に天皇は発病したことがわかる。八幡神への奉幣と平行して、京師畿内の諸寺や名山淨處で薬師悔過の法がおこなわれたり、賀茂・松尾両神社での奉幣祈禱がみられたり、放生や出家もあつた。写経・造仏の事業もはじめられている。これらのことから、天皇の病が極度に重く、八幡神奉幣も、その前後からして、天皇の病平癒を祈るためにものであつたとみて大過あるまい。

(2) 「続日本紀」天平九年十一月辛亥条。

(3) 「続日本紀」天平九年十二月丙寅条。

(4) 皇后宮職・中宮職については、井上薰「長屋王の変と光明立后」（同「日本古代の政治と宗教」）に詳しい。

(5) 山本信吉「内豊省の研究」（『国史学』七）、のち論集日本歴史2「律令國家」に所収）、直木孝次郎「日本古代兵制史の研究」一五五頁以下。

(6) 「続日本紀」天平勝宝元年八月辛未条。

(7) 「続日本紀」天平宝字四年六月乙丑条。

(8) 「公式令」令語式。

(9) 光明の立后は天平元年、阿倍内親王の立太子は天平十年である。なお、宮子は皇太后の称号を持たなかつた。神龜元年三月に皇太后となつたに止まるが、井上薰氏の前掲論文に従い、皇太后と同等に遇されたものと考えてよからう。

- (10) 「続日本紀」天平十三年閏三月甲戌条。
- (11) 「続日本紀」天平十二年九月己丑条・同月戊申条・同年十月壬戌条。
- (12) 「万葉集」八の一五七七〇。
- (13) 「続日本紀」天平九年十二月丙寅条。
- (14) 諸兄の右大臣就任のことは、「続日本紀」天平十年正月壬午条にみえる。

四 封戸施入と献物叙位

第二は、続日本紀天平二十年八月乙卯条にみえる大神氏の叙位記事が問題になる。

八幡大神祝部從八位上大神宅女、從八位上大神杜女、並授外從五位下、

ここに八幡神宮の大神氏がはじめてみえ、のち続日本紀天平勝宝元年十一月辛卯条は、次のように記している。

八幡大神禰宜外從五位下大神杜女、主神司從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、

そして杜女・田麻呂は入京し、杜女には從四位下、田麻呂には外從五位下が授けられた。⁽¹⁾ ところが天平勝宝六年の厭魅事件に坐せられた二人は、除名処分をうけて本姓に從うこととなり、配流され⁽²⁾ ⁽³⁾ ⁽⁴⁾ ⁽⁵⁾ る。

ここではじめに気付くのは、同じ大神氏のうちでも、主神司や神宮司をつとめる田麻呂よりも、祝部や禰宜（尼）であつた宅女・杜女の方が、早く昇叙に預かっているということである。この事実は、女性である大神氏の優先を示しているが、そこにももちろん、女性のシャーマンの存在をうかがうことができるとしても、優先の条件を二つは少くとも上げることができよう。一つは、東大寺大仏造営の助成を約し推進する主体が、宅女・杜女たちであると評価されていたことである。二つは、女性と

して皇后宮職や中宮職との交渉を深めていたのではないかということである。後者についてはもちろん、少くとも広嗣の乱以降から保持されていた関係と思われる。

つぎに、ではなぜ天平二十年に、破格の叙位が敢行されたのかという疑問が生じる。八幡神入京の下準備であつたらしいことは、のちの賜姓など一連の動きから察することができる。しかしそもそも、八幡神入京は、東大寺大仏造営助成のはじまりではなく、むしろその終了を確認する意味を帯びていた。すると、天平二十年の叙位にはじまる下準備は、大仏造営助成のはじまりを示すはずもなく、大仏造営助成の終焉を確証するはじめであつたと、むしろみるべきである。

以上のことを言い換えれば、天平二十年までに少くとも、八幡神による大仏造営助成の約束と施行がなされていたことになる。その助成成就の謝礼が、天平二十年八月からはじまつたのである。そこで想起すべきは、いわゆる献物叙位のことである。第一ピークは、天平十九年九月から、ほぼ天平勝宝元年七月までの二年足らずの間で、大仏・国分寺造営期に即応する。献物の対象は、大仏鑄造が十四件、諸国国分寺造営が五件とされ、錢や稻・商布・米などが知識物として納められている。そして、その献物者たちは、内外六位以下ばかりで、一挙に、かつ一律に外從五位下へと叙せられるのである。⁽⁶⁾

天平二十年八月の、宅女・杜女に対する叙位は、まさしく献物叙位の条件を満たしていると言わざるを得ない。もしそのように言えるなら、天平二十年八月までに、八幡神は大仏造営の助成を具体的な形で終えていたことになる。従つて、はじめに上げた種々収納錢注文に記録された八幡神の助成出来事も、天平二十年八月を降らぬことになって、あらかじめ想定していた予想幅とも矛盾しない。

しかし、その幅は依然として縮少されない。そこで第三に、八幡神への封戸施入に注目したい。続日本紀天平勝宝二年二月戊子条には、次のように言う。

奉充一品八幡大神封八百戸前四百二十戸、今位田八十町前五十町、今一品比売神封六百戸、位田六十町、加三百八十戸、加三十町

これによると、天平勝宝二年までに、四百二十戸の封戸と五十町の位田が、八幡大神に施入させていたことになる。しかし、

この時までの封戸が、いつ施入されたかについては、よくわからないが、それをわずかに伝えるのに、宇佐大鏡がある。

件御封、天平十二年二十戸始、同十八年四百戸、天平勝宝元年十二月二十七日一戸貢神之由、見于旧記也、

この宇佐大鏡は、八幡宇佐宮御神領大鏡とも呼ばれて、建久五、六、七年頃、宇佐大宮司宇佐公房によつて編纂されたものと、ふつう言われている。⁽⁷⁾かなりのちの史料をもつて、天平年間の封戸施入問題を論じることは、もちろん危険なことである。しかし、あながち荒唐無稽の内容として、斥けてしまうわけにもいかないものがある。まず、この内容は「旧記」にもとづくものという。「旧記」がいかなる性格のものかは不明としても、少くとも宇佐大鏡の編纂時点で創作された内容ではなかつたことが判明する。つぎに、それぞれの施入期についても、必ずしも根拠がないわけではない。天平十二年と言えば、広嗣の乱鎮圧のための八幡神奉幣の時期に当たる。封戸の施入があつたとしても、別段不可思議とは言えまい。また、天平勝宝元年十二月二十七日というのは、八幡神が入京して、杜女らが東大寺を拝した当日である。これも、さして矛盾するところはない。

このように、宇佐大鏡の当該記事が一応根拠のあるものとみなされるなら、天平十八年の封戸施入が問題になる。そこで、東大寺要録四に收められている弘仁十二年八月十五日付太政官符が注目される。次に紹介するのは、この太政官符が引載する弘仁六年十二月十日付大宰府解に述べられている、八幡宮の神主大神朝臣清麿らの解状である。

天平十二年依大軍事、馳遣勅使、奉封二十戸兼神宝及造寺度僧、天平十八年天皇不豫、禱祈有驗、即叙三位、封四百戸度僧五十口水田二十町、為奉造東大寺廬舍那仏像、遣使祈神、即詫宣、吾護國家、是猶楯戈、唱率神祇、共為知識、又為賈黄金、將遣使於大唐、即詫宣、所求黄金將出此土、勿遣使者、爰陸奥國獻黄金、即以百二十両、于奉神宮、

ここに、天平十二年と同十八年の封戸施入の理由が述べてある。天平十二年については、さきに推測した通りである。そして同十八年の場合は、聖武天皇不豫のためにおこなわれた天平十七年九月の八幡神奉幣が功を奏して、その返礼のための施入であったと説く。宇佐大鏡の言う「旧記」とは、少くともこの解状まで遡ることのできる史料ないし伝承の系統に属するものであろう。

広嗣の乱の時にくらべて、天平十八年施入の封戸は格別多い。それは、京と八幡神との間に余程の画期が生じない限り、ちよつと考えられない戸数である。聖武天皇の病快復を果したということであれば、それなりにふさわしい戸数かもしれないが、その施入に似つかわしいだけ、天皇に快復がみられたわけでもなかつたらしい。

もちろん、天皇不豫のためにおこなわれた天平十七年九月の八幡神奉幣と、同十八年の四百戸施入とは、一連の関係がある。しかしそれは、天皇の病快復を果した返礼という側面だけに限定して考えてはなるまい。と言うのも、さきの清麿解状は、天平十八年条にかけて、八幡神の大仏造営助成の託宣を述べているからである。文章上、必ずしも天平十八年の出来事とされているわけではないが、一連の密接した出来事として述懐されていることはたしかで、天平十七年九月以降の天平十八年までの間に、八幡神の東大寺大仏造営助成が約され、施行された可能性が極めて強い。

注 (1) 「続日本紀」天平勝宝元年十二月丁亥条。

(2) 「続日本紀」天平勝宝六年十一月甲申条・同月丁亥条。

(3) 「続日本紀」天平勝宝元年十二月丁亥条・同六年十一月甲申条には、「主神」とある。

(4) 「続日本紀」天平神護二年十月甲申条。

(5) 「続日本紀」天平勝宝元年十二月丁亥条には「禰宜尼」、同六年十一月甲申条には「禰宜祝」、同天平神護二年十月甲申条には「禰宜」とある。

(6) 亘と経済

(7) 野村忠夫「献物叙位をめぐる若干の問題——各政権の政策と官人構成の視角から——」(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』下)。

(8) 中野幡能「宇佐大鏡」解題(『大分県史料』24第一部)。

天平十八年の四百戸施入は、のち「宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起」(『石清水文書』)にも踏襲して説かれている。平野博之「承和一年の宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起について」(竹内理三編『九州史研究』)によると、縁起の作製は、寛弘六年に近いある時期で、辛島氏によっておこなわれたものという。さらに降って、鎌倉時代末期の「八幡宇佐宮御託宣集」にも継承されたが、この託宣集の素材

を提供した「託宣日記」には、すでに当該伝承記事が存在していたかもしない。「託宣日記」は、少くとも寛平元年までには存在しており、「御託宣文」とも呼ばれ、のち託宣集は、「日本記」とも言った。以上は、蘭田香融「託宣集の成立——思想史的試論——」「〔仏教史学〕一の三・四合併」を参照した。

(9) 「続日本紀」天平十九年正月丁丑朔条の勅によれば、「朕寢膳達和、延経歲月」とある。天皇の病は、かなり長引いた模様である。

五 大宰帥橘宿禰諸兄と八幡神

天平十八年の八幡神四百戸施入が、正確に何月何日のことであったかは、もちろん皆目不詳である。しかし天平十八年は、西國と京の関係において、極めて注目すべき年であった。その四月五日、左大臣の諸兄が大宰帥を兼任することになったのである。⁽¹⁾なぜ、そのような事態が生じたのかということについては、様々な要因が予想される。

その可能性の第一は、大宰府を復してからはじめての帥であり⁽²⁾、大宰府再生に向けての諸兄の指導力が期待されたものと思われる。第二は、大宰府復置の原因とも関連しようが、鎮撫使補任⁽³⁾・遣唐使派遣計画⁽⁴⁾・渤海人らの大量渡米などからみて、対外的緊張の生じていた可能性がある。すでに指摘のように、諸兄の帥兼任は、天平三年九月の大納言藤原朝臣武智麻呂の帥兼任以来画期的なことで、前例同様、対外的危機とりわけ対新羅関係の悪化に対処するものであつたと言えよう。

しかし諸兄の帥兼任には、さらに国内的な問題も存したようと思われる。ここに第三の可能性が出てくるわけだが、まず考えなければならないことに、天平十七年九月の知太政官事鈴鹿王の死去がある。⁽⁸⁾ 知太政官事の職については、検討すべき点もあるが、少くとも舍人親王の任からは、一つの政権を構成する役割を負わさせていたと考えられる。⁽¹⁰⁾ 基本的には、藤原朝臣不比等やその四子息の死去直後に、藤原氏の衰退に直面して、とり急ぎ構想された政権の一翼を担う。舍人親王の場合は、長屋王体制の、そして鈴鹿王が天平九年九月以来、諸兄の政権の一端を占めるという具合である。⁽¹¹⁾

ただ政権体制を担うとしても、それが協調的であるか、牽制的であるか、その性格は分かれるところであるが、大筋では

知太政官事が太政官政治を補強するということで、その意味からすれば、一種の共同体制となる。そして八年にわたった鈴鹿王¹²・諸兄体制は、王の死とともに崩壊したのである。

諸兄にとって、鈴鹿王¹²の死は動搖の原因をなすに充分な事件であった。王の死の直後、諸兄の男子である奈良麻呂が、摂津大夫に任命されている。¹³この任命が何を意図するかは定かでない。可能性としては二つ考えられて、一つは、のちに述べるよくな西国経営の再生を目的とし、さらには遣唐使派遣計画の推進に当たらせるためということである。今一つは、天皇の難波宮行幸最中のことであるから、不測の事態に即して、難波を固める必要があつたとも考えられる。

以上少くとも二つの可能性が予想されるが、いずれも諸兄の強い意思にもとづくものとみなければならない。善きにつけ悪しきにつけ、共同体制の一翼を失つた諸兄は、内実不安と危機を覚えながらも、表面的には一時專制化へ向かつたものと思われる。程なく、天皇も病に陥り、不安と危機は高まる一方、諸兄の独走体制が予想されずにはいまい。この時期、奈良麻呂の乱が未遂に終わつたと伝えられるのも、一方では乱を起し得る程の勢力を諸兄一族が有していたことを示し、さらに一方では、それが発覚して表沙汰にされる程、諸兄らの勢力は脆弱でなかつたことを物語つてゐる。さきに述べた対外的危機への対応にしても、諸兄の主導によつてなされたものに相違ないが、より實際上差し迫つた危機とその対処ということでは必ずしもなく、国内の危機や矛盾を相対的に解消しようとして、みずからとつたポーズの側面もあり得ようか。

さて、大宰帥になつた諸兄は、少くともその管内に對して、いかなる政策を打ち出したのであるか。まず、延暦十五年十一月二十一日付太政官符引載の大宰府解に、以下のような太政官符が引き合いに出されている。

太政官去天平十八年七月二十一日符稱、官人百姓商旅之徒、從豐前國草野津、豊後國々崎・坂門等津、任意往還擅漕國物、¹⁴自今以後、嚴加禁斷、但豊後日向等國兵衛采女資物漕送人物船、取國埼之津有往来者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、この太政官符は、天平十八年七月二十一日付をもつて、大宰府に下されたものである。左大臣兼大宰帥の意思が、直接反映している内容とみて支障ない。その内容とは、管内の人々が、大宰府を經由して豊前門司を通り、そして難波などに向かう

正規の貢納・商業ルートを経ることなく、草野・国崎・坂門の三津から一挙に瀬戸内海を通る密貿易をおかしていると糾弾し、その禁制を通達したものである。ただ豊後・日向両国の兵衛采女の資物運輸に限っては、国崎津の使用を認めるという。

あらまし以上のような内容を持つ太政官符の意図は、一つには、管内諸国の財政立て直しという面と、二つには、大宰府自体の機構的な財政的な再建が強力に訴えられている点を含んでいる。⁽¹⁵⁾もちろん、全国的な徵税機構の混乱を制止するという側面も無視できまい。しかし今、大宰府復置後はじめての帥の施策という点からみるなら、大宰府そのものの機構的財政的再建の意図が重視されるのである。だがそれはさらに、対外的危機感の高揚と即応して進められるべき性格のものであつたことも忘れるべきでない。

この一点からしても、諸兄の大宰帥兼任が決して形式上の操作でなかつたことを知るわけだが、同じ十八年の九月に、今度は大宰府から智識物錢が東大寺大仏造営のために送られている。吉田氏の言う⁽¹⁶⁾断簡に、そのことがみえる。おそらく大宰府官人達によって献物されたものだろうが、諸兄の指示に従つて出したものか、諸兄に取り入るための智識物であつたろう。いずれにせよこの献物は、大宰帥となつた諸兄の存在を欠いては生じようのないものであつたとみるほかない。逆に言えば、この時期少くとも諸兄は、大仏造営に極めて熱心であつたということになるのである。

すると、管内に鎮坐する八幡神と諸兄との間に、やはりこの時期、何らかの接触と約盟などが生じたのではないかと考えたくなる。しかし、その関係は今にしてわからないが、大宰帥としての諸兄が、八幡神を擁する豊前国を極めて重要視したらしいことは、わずかながらうかがえる。天平十八年の九月、豊前守に任命されたのは大伴宿禰百世であつた。彼は天平初年、大宰大監をつとめ、天平十五年の筑紫鎮西府設置では、副將軍に任せられた。⁽¹⁷⁾ひたすら大宰府の運営と、管内經營に尽力した、その筋での西国通が百世であったことになる。その彼を、今、豊前守としたのは、諸兄の豊前國重視のあらわれであり、大宰府と豊前國との円滑な交渉を望んだのであつたと考えられる。

もし、以上のような推論が可能であるとするなら、八幡神による大仏造営の助成は、大宰帥であつた諸兄の主導により、急

速にすすめられたはずである。諸兄の帥在任期間は、ふつう天平十八年四月から同二十年三月までであったと言われる。実はその下限に確証がないのである。公卿補任や尊卑分脈によると、天平二十年三月二十二日、藤原朝臣八束（真楯）⁽¹⁹⁾が帥を兼任したという。しかし彼の卒伝⁽²⁰⁾を含めて続日本紀にそのことはみえず、天平宝字年間の任と混同されて伝えられた可能性もある。しかしその下限はともかく、大仏造営への助力を約したり、具体的に動きはじめるのは、やはり諸兄の帥在任当初であろうから、天平十八年四月以降の同年中までぐらうではなかろうか。

ところが、このような推測の妨げになるものとして、少くとも次の二点が問題になろう。一つは、天平二十年八月の宅女・杜女らに対する献物叙位が、万一、後任の藤原朝臣八束のもとでおこなわれたとすれば、どういうことになるか。その背景に同族の仲麻呂の影響が存在して、八幡神の大仏造営助成は、仲麻呂派の指導するところであつた可能性も出てこよう。もちろん、八束の帥就任については疑問がないわけではなく、依然諸兄の任中とすれば、一切問題はない。しかし万一、八束の帥在任中だとしても、彼と仲麻呂の反目は、続日本紀天平神護二年三月丁卯条卒伝からみて、今日定評のあるところである。⁽²¹⁾そして、万葉集六の一〇四〇や同十九の四二七一などからみて、むしろ諸兄派と親交のあったことを知り得るであろう。

つぎに問題になるのは、早くから皇后宮職や中宮職の後宮と八幡神との間には交渉があつて、そのことと諸兄とのかかわりは、いかに理解されるかという点である。とりわけ時の後宮は藤原氏の有力な支持勢力であるとさえ言われている。すると、八幡神の大仏造営助成は、仲麻呂派と称される藤原氏と後宮によって促進された可能性も出でることよう。

この矛盾をいかに解決するかは、なかなか容易でない。おそらく最初に想定されるのは、当初、後宮||藤原氏と八幡神は交渉があつたが、諸兄の独走体制になり、八幡神と諸兄派の接近がなされたという考え方である。そして、八幡神の大仏造営助成が実際に開始されるのは、後者の諸兄派主導型による。このように解すれば、たしかに一応の説明は付くが、果して以上のような転換が明確におこなわれたものかどうかには、疑問も出よう。かつて指摘したことがあるが、大仏造営の助成を記念してであろうか、とにかくこの時期、八幡神宮側に阿含經が送られている。なぜ阿含經でなければならなかつたのか、あらため

て考
れる。⁽²³⁾ あたかもこの年の五月前後は、皇后が病床にある頃だから、その快復を祈る写経であつたかどうかは知らないが、光明皇后と阿含經との結び付きは、少くとも天平五年まで遡ることができて、大仏造営期における八幡神宮側への阿含經送付も、積年の皇后宮職との交渉を物語るものであつたかもしれない。もしそうであれば、諸兄の大宰帥兼任にかかわりなく、皇后宮職と八幡神との交渉は密接であつたことになって、八幡神による大仏造営助成も、皇后宮職や中宮職の後宮の促進にもとづく性格のものであつたとみることもできよう。

にもかかわらず、諸兄の存在をやはり等閑し切れないものである。そこで唯一の解決方法として、こと八幡神の大仏造営助成問題については少くとも、皇后宮・中宮職||仲麻呂派と諸兄派の対立という二律背反的な短絡的な図式を適用しないことを前提としなければなるまい。もしや一面で認めるにせよ、天皇の不豫と鈴鹿王の死、そしてたとえ擬制的なところがあるにせよ对外的危機への対応緊張のなかで、皇后宮・中宮職側も諸兄側も、競合的に八幡神の力を頼んだということになる。もちろん前者は旧来から存した交渉を土台にし、後者は大宰管内を掌握し、専制化への道へ一向向かった諸兄およびその一派の強力な指導体制をもとにしてである。

注 (1) 「続日本紀」天平十八年四月丙戌条。

(2) 天平十七年六月に、大宰府は復置された。同時に、大式以下の任官はあつたが、帥のそれは諸兄までおこなわれていない。

(3) 「続日本紀」天平十八年四月丙戌条。

(4) この頃、石上朝臣乙麻呂を大使とした遣唐使の派遣が計画されていたが、立ち消えになつたと、ふつう言われている。「懷風藻」の乙麻呂伝には、たしかに「天平年中」のこととみえ、「続日本紀」天平十八年十月丁巳条では、安芸国⁽²⁴⁾の造船を伝えている。しかし、確定はし難い。

(5) 「続日本紀」天平十八年是年条。

石母田正「日本の古代国家」八二頁。

(7) 「続日本紀」天平三年九月癸酉条。

(8) 「続日本紀」天平十七年九月戊午条。

(9) かつて竹内理三氏は、知太政官事について、「太政官の事」を統べる性格を持ち、「事」を「知」るべくして「行」うべからざる即ち職能を有して権能を有せざる地位であるとされた。皇親制の論理を主張する同氏「知太政官事」考(同「律令制と貴族政權——

第1部、貴族政權成立の諸前提——」)に対し、横田健一氏は、「橘諸兄と奈良麻呂」(同「白鳳天平の世界」)のなかで、知太政官事の権能をより重視して、諸兄の専権を許さぬ制肘の意味合いを指摘される。

(10) 知太政官事に就いた者は、大宝三年の刑部親王から、穗積親王・舍人親王・鈴鹿王の四人となる。このうち刑部親王から穗積親王へは、死亡を理由とした自動継承に過ぎないが、舍人親王以後に、そのような自動性はみられず、政権上、故意に任命されたものと思われる。

(11) 果して知太政官事(舍人親王・鈴鹿王)が、時の太政官首班(長尾王・諸兄)の専権を一方的に制肘すべき性格を負わされていたかどうかには疑問も残るが、とにかく政権上、知太政官事がその要の一端を担うべく期待されていたことは、横田健一氏の前掲論文に從いたい。

(12) 「続日本紀」天平十七年九月戊午条。

(13) 「続日本紀」天平宝字元年七月庚戌条。

(14) 「類聚三代格」十六。

(15) 三津からの密航が、大宰府の機構と財政にいかなる混乱を及ぼすかについては、大宰府の形態からして明らかである。なおこの点については、竹内理三「大宰府政所考」(「史淵」七)、平野邦雄「大宰府の徵稅機構」(竹内理三博士還暦記念会編「律令國家と貴族社會」)などを参照されたい。

(16) 「続日本紀」天平十八年九月己巳条。

(17) 「万葉集」三の三九二、同四の五五九、六一、同四の五六六、同五の八二三。

(18) 「続日本紀」天平十五年十二月辛卯条。

(19) 「続日本紀」天平神護二年三月丁卯条。

(20) 卒伝によると、「信部卿兼大宰帥」となり、時に渤海使楊承慶との饗宴がおこなわれたという。楊承慶の帰国は、天平宝字三年二月であった。しかし「続日本紀」天平宝字四年正月丙寅条や「公卿補任」には、天平宝字四年正月に、八束（真楯）が大宰帥となつたと記す。彼の帥就任に関しては、このように異伝が多い。度々、帥になつたのか、いずれかの伝に誤りがあるのかであろう。

(21) たとえば岸俊男「藤原仲麻呂」一〇〇頁以下。

(22) 抽稿「修多羅衆論」（竹内理三博士古稀記念会編「続律令国家と貴族社会」）。

(23) 「寧楽遺文」中の六一三頁。

(24) 「続日本紀」天平五年五月辛卯条。

六 ま と め

以上、推測に頼ることの多い所見であるが、最後に、一応の整理をしておく。

(+) 八幡神と皇后宮職や中宮職との交渉は緊密で、少くとも広嗣の乱の時まで遡ることができ、東大寺大仏造営期でも、その交渉は持続していた。

(+) しかし、天平十八年四月に、諸兄が大宰帥となつてから、八幡神の大仏造営助成は急速に促進されていった可能性がある。

(+) 八幡神の献物が具体的にはじまつたのは、諸兄の帥就任当初の頃と思われる。この時期は、正倉院文書の種々収納錢注文の記事とも矛盾しない。四百戸の封戸施入も、あるいは天平十八年四月をさほど降らぬうちかもしれない。

四 ただ、八幡神の大仏造営助成が、皇后宮職や中宮職と全く無縁に推し進められたとは考えられない。聖武天皇の重体や対外的緊張関係などのなかで、政派を超えた側面があつたと思われるのである。にもかかわらず、前面的には諸兄の指導体制に依存していたとみるべきだろう。

(日本女子大学文学部講師・

(補) 本論文脱稿後、伊藤勇人氏の「大仏造立と八幡神教—【続日本紀】宣命の解釈を通路として」(『国学院大学大学院紀要』五)なる論文を知った。私の述べんとする主旨とも深くかかわる内容を持つが、充分利用し、かつ再検することができなかつた。伊藤氏の論文もあわせて参照されたい。